6　公正競争監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号に係るものを除く。次号において同じ。）に係る事件で特定の事業に関するものについての審査の開始に係る情報の探知及び情報に関する調査に関すること。

二　［略］

三　不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に関すること。

四　第一号及び第二号に係る情報及び報告の管理に関すること。

［7・8　略］

［項を削る。］

（上席審査専門官）

第九条　審査局に、上席審査専門官四人を置く。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項、第三十三条第三項及び第五十七条第一項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
［第一款・第二款　略］	［第一款・第二款　同上］
第三款　刑事局（第二十三条―第三十二条）	第三款　刑事局（第二十三条―第三十一条）
第四款　交通局（第三十三条―第三十七条）	第四款　交通局（第三十二条―第三十六条）
第五款　警備局（第三十八条―第四十五条）	第五款　警備局（第三十七条―第四十三条）
第六款　サイバー警察局（第四十六条―第四十九条）	第六款　サイバー警察局（第四十四条―第四十七条）
第七款　警察庁顧問（第五十条）	第七款　警察庁顧問（第四十八条）

6　公正競争監視室は、次に掲げる事務（上席審査専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　不公正な取引方法に係る事件で特定の事業に関するものについての審査の開始に係る情報の探知及び情報に関する調査に関すること。

二　［同上］

［号を加える。］

三　前二号に係る情報及び報告の管理に関すること。

［7・8　同上］

9　上席審査専門官は、命を受けて、不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に関する事務に従事する。

（上席審査専門官）

第九条　審査局に、上席審査専門官五人を置く。

2　［同上］